

◇大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

- 1 会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することにしました。
- 2 在宅勤務等手当を新設することにしました。
- 3 その他必要な規定を整備することにしました。
- 4 この規程は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)